

一般財団法人とよなか男女共同参画推進財団
2017 年度（平成 29 年度）
管理運営業務の安全管理対策に係る計画

一般財団法人とよなか男女共同参画推進財団

一般財団法人とよなか男女共同参画推進財団
2017 年度（平成 29 年度）管理運営業務の安全管理対策に係る計画

すてっぷ利用者、職員、委託業者の安全を確保するために以下の安全管理対策を実施します。

1. 緊急時対応策の整備

（１） 危機管理マニュアルの活用

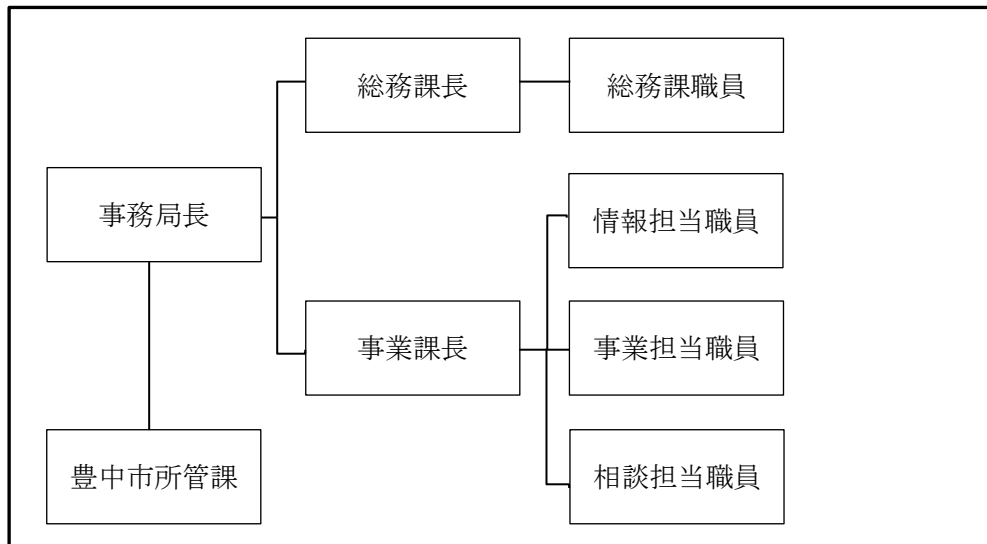
必要に応じて適時『危機管理マニュアル』を見直すとともに、一層の安全管理ルールの徹底に努めます。緊急時には、火災・地震・防犯管理などの各マニュアルを活用し、臨機応変な対応が行えるよう日頃からの職員への意識付けに取り組みます。

（２） 緊急連絡体制の整備及び職員への周知

① 財団内緊急連絡網の作成

人事異動発生毎に緊急連絡網を刷新し、職員へ配布します。

（連絡体制）



② 設備関係の緊急連絡先事業者名を事務所内所定位置へ保管し、必要な際には全職員が対応できる体制をつくります。

③ 緊急事態発生時は、市所管課へ（市の休業日にあたる場合及び緊急を要する場合は、予め定められた連絡先へ）速やかに電話連絡を行います。また、文書にて事故報告を提出します。

2. 平時の安全管理体制について

(1) 安全確認

- ① 毎朝の朝礼時には職員の出勤状況・シフト体制を確認します。また前日夜間から朝礼時までに館内に異状がなかったかを警備日誌及び館内状況をもって確認します。
- ② 開館時間内に定期的に職員が館内を巡回し、異状や不審物の有無を確認します。職員不在時の夜間については委託先警備事業者が定期的に巡回を行います。また、これらを適切に記録し、日々の安全管理に努めます。
- ③ 衛生推進者を設置し、施設や設備の点検・確認、作業環境の整備、労働安全教育を行い、労働災害防止に努めます。

(2) 設備の保守・保全について

- ① 館内設備の保守については、専門的な技能・知識を有する業者を選定し、保守契約を締結し、予め定めた定期点検を実施します。
- ② 館内設備の保全については、日常から職員だけではなく委託警備事業者との連携を行い、点検・消耗品の取替え、軽微な修理などに迅速に対応します。
- ③ 設備の保守管理について、市に報告するとともに適切に記録し、履歴管理を行うことで今後の修繕計画に活用します。
- ④ 職員に対する高圧ガス保安教育を実施します。また、改正フロン法対象のフロンガス簡易点検を年4回実施します。

(3) 消火設備の整備と周知について

- ① 消火設備について適切に管理を行い、その設置場所を館内に周知すると共に、各自が巡回時に確認するなど職員への周知徹底を行います。
- ② 円滑な整備が行えるよう、ビル全体の法定消防設備点検などに協力します。

(4) 防災計画・管理

- ① 防火・防災管理者を定め消防当局へ届け出ます。また、自衛消防業務講習受講者を業務に従事させます。
- ② 防火・防災計画を作成し、豊中都市管理株式会社、国際交流センター及びエトレ豊中テナントと協力し、合同訓練に参加します。
- ③ 施設設置 AED を適切に使用できるよう、消防署が実施する救急救命講習などに随時職員が参加します。また、AED 設置施設である旨の表示を利用者にわかりやすく館内掲示します。